

2022年10/1～ 「マイナンバーカード保険証」を使用されると、医療費負担が少なくなります

時期	～2022年9/30まで	2022年10/1～
名称	電子的保健医療情報活用加算	医療情報・システム基盤整備体制充実加算
内容	マイナンバーカード保険証を用い オンライン資格確認システムにより患者情 報を取得した場合 7点(初診) 4点(再診)	マイナンバーカード保険証を用いて オンライン資格確認等により情報を取得した場合 2点(初診) 再診の場合算定無
	【窓口負担額/3割負担の場合】 初診:7点×10×0.3= 21円 再診:4点×10×0.3= 12円	【窓口負担額/3割負担の場合】 初診:2点×10×0.3= 6円 再診:0点×10×0.3= 0円
	利用しない場合 3点(初診) ※2023年度までの措置	利用しない場合 4点(初診) ※2023年度までの措置

《マイナンバー保険証使用のメリット》

- ・就職、転職、引越し後も同じカード使用可能
- ・服用中の薬、健診結果等のデータを複数の医療機関が共有できることで、より適切な医療サービスの提供につながります